

R7.9.17

令和7年度第2回大学等の質保証人材育成セミナー

国立大学法人評価に関する 簡易的な整理

(整理) 大学改革支援・学位授与機構
研究開発部 鳶田敏行

- 国立大学法人は、6年間の中期目標が文部科学大臣から示され、それを受けて中期計画を策定し、運営している。
- 現在、第4期中期目標期間の4年目で、来年度「4年目終了時評価」が実施される。
- 具体的には、来年の4月から6月にかけて中期目標の達成度や学部、研究科の教育・研究の質に関する評価書類を各国立大学は文部科学省などに提出する。
- なお、第4期中期目標期間の国立大学法人評価については、各大学が立てた指標の評価を活用した評価が実施される。
- 第3期までは各大学は年度計画を策定し、文部科学省に毎年、届出を行っていた（その業務実績報告も提出）→第4期からは年度計画の届出はなくなった。
- なお、教育、研究の質の評価（現況分析）については、本セミナーにおいては取り扱わない。

※一部、「正確さ」よりも、「わかりやすさ」を優先した表現にしております。

中期目標

6年ごとに
大臣が示す

中期計画

大学が策定し
認可を受ける

年度計画

大学が策定し
届出をしていた
(3期まで)

達成状況報告書

目標の達成状況を
報告し評価を受ける

記述＋根拠資料

(4期目は指標がメイン)

現況調査表

教育・研究の質を
学部、研究科等を
単位に報告し評価
を受ける

記述＋根拠資料

参考データ

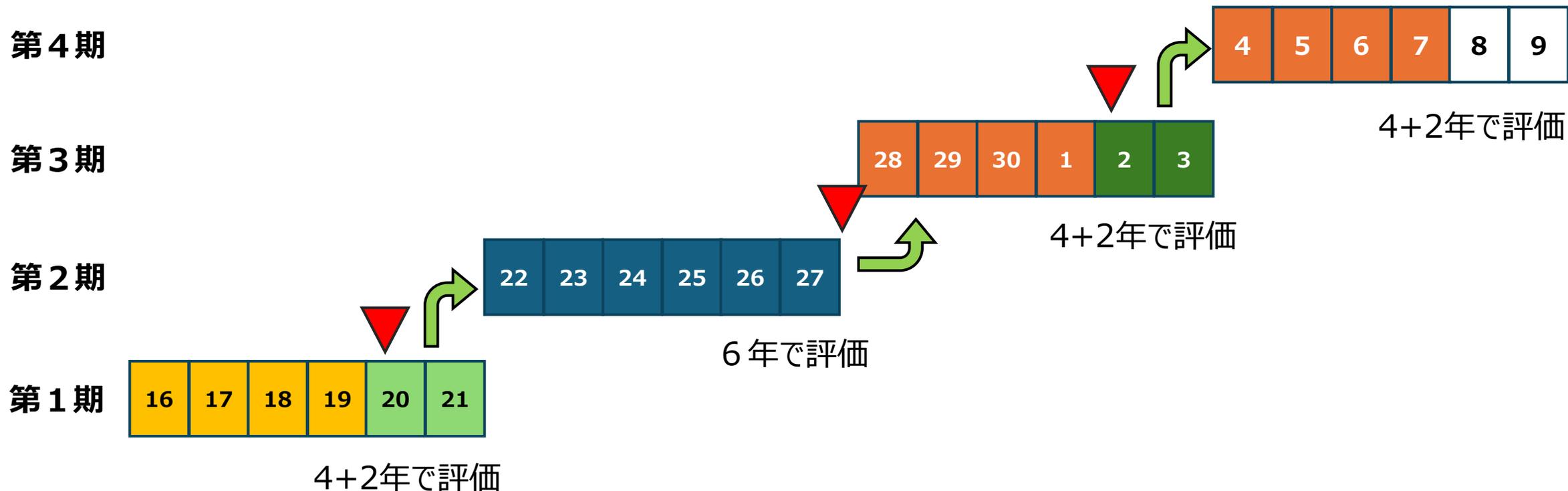
3期では、①「データ分析集」：各学部・研究科等における4年間の経年変化＋同じ学系内の各学部・研究科等の状況、②「入力データ集」：「データ分析集」の基となる各学部・研究科等の状況についての入力データとしていたが、4期では「現況分析基本データ」として厳選。

政府公表データなども活用

ほかに業務実績報告書もあり

6年サイクルの計画と評価

▼ 現況調査表を活用した評価を実施



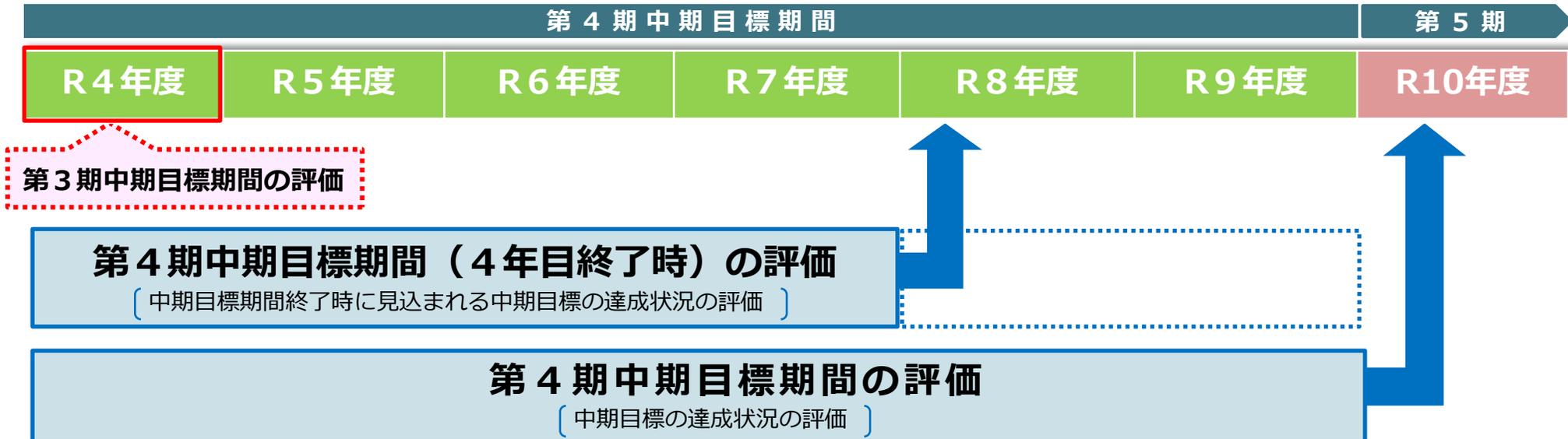
6年ごとのユニットを「中期目標期間」という。第4期は、「第4期中期目標期間」。

(目的)

- ◆ 法人が中期目標・中期計画を着実に実施し、投じた国費が有効・適切に使用されたかどうかを国として検証
- ◆ 法人の業務の継続的な質的向上に資するとともに、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たす

(概要)

- ◆ 国立大学法人法第31条の2及び第31条の3に基づき、「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人等の教育研究や業務運営等の実績について、中期目標期間（6年）ごとに評価
- ◆ 各法人の自己点検・評価に基づき、中期目標の達成状況等について調査・分析を行い、各法人の業務全体を総合的に評価
- ◆ 法人間を相対比較する趣旨ではないことに十分留意



※ 国立大学法人法の改正により、令和3事業年度から年度評価を廃止

中期目標

- ◆ 文部科学大臣は、6年間に於いて各法人が達成すべき業務運営等に関する目標を「中期目標」として定め、これを各法人に提示するとともに公表
- ◆ 文部科学大臣は、各法人の意見を聴き、これに配慮するとともに、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で各法人の中期目標を決定

中期目標の事項 (国立大学法人法第30条第2項)

1. 教育研究の質の向上に関する事項
2. 業務運営の改善及び効率化に関する事項
3. 財務内容の改善に関する事項
4. 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
5. その他業務運営に関する重要事項

中期計画

- ◆ 各法人は、中期目標を達成するための計画を「中期計画」として作成し、文部科学大臣の認可を受けるとともに公表
- ◆ 文部科学大臣は、中期計画の認可に当たり、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴く必要がある

中期計画の事項 (国立大学法人法第31条第2項)

1. 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置
2. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置
3. 前二号に掲げる措置の実施状況に関する指標
4. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
5. 短期借入金の限度額
6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
7. 剰余金の使途
8. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項
(施設及び整備に関する計画、人事に関する計画、中期目標の期間を超える債務負担、積立金の使途、その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項)

中期目標期間

第1期：平成16年4月～平成22年3月

第2期：平成22年4月～平成28年3月

第3期：平成28年4月～令和4年3月

第4期：令和4年4月～令和10年3月

← 現在

(国立大学法人法第30条)

(国立大学法人法第31条の3ほか)

国立大学法人の中期目標

I 教育研究の質の向上に関する事項

- 1 社会との共創
- 2 教育
- 3 研究
- 4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項

II 業務運営の改善及び効率化に関する事項

III 財務内容の改善に関する事項

IV 自己点検・評価及び情報提供に関する事項

V その他業務運営に関する重要事項

中期目標の評価方法

大学改革支援・学位授与機構

中期目標
I 教育研究の質の向上に関する事項 の達成状況に関する評価 **6段階判定**

+ **学部・研究科等の教育研究の水準の分析（現況分析）※**

※法令ではなく実施要領において、現況分析の実施を規定

評価を要請 ↑ ↓ 評価結果の提供

国立大学法人評価委員会

中期目標
II 業務運営の改善及び効率化
III 財務内容の改善
IV 自己点検・評価及び情報提供
V その他業務運営に関する重要事項 の達成状況に関する評価 **6段階判定**

大学改革支援・学位授与機構の評価結果を尊重

中期目標
I 教育研究の質の向上に関する事項 の達成状況に関する評価

